

野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）及び野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引（改正案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）及び野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引（改正案）

2 意見の募集期間

平成30年1月15日（月曜日）から平成30年2月14日（水曜日）まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数	2人	3件
②提出方法	直接持参	0人 0件
	郵送	0人 0件
	FAX	0人 0件
	Eメール	2人 3件
③政策等に反映した意見		2件

4 意見の概要と市の考え方

No	意見の概要	市の考え方	案の修正
全体			
1	この度の野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）及び野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引（改正案）を概ね良しと考えます。 条例と運用に関わる改正案は意見書の提出また審査会の傍聴を通じその都度確認してきました。関係者の努力で市民が考える個人情報の保護とは何かが盛り込まれたと思います。 今後の課題として注視して行かなければならないのは第5条（市民の努力義務）です。条例として盛り込みましたが市民生活にどのように影響するか引き続	適切な運用を継続できるよう努めてまいります。	修正無し

No	意見の概要	市の考え方	案の修正
	き関心を深めていく必要を感じます。 「解釈及び運用の手引」は日頃の業務、市民との関わりで熟知していなければならないことで、いかに現場で理解され定着するかが最も求められることです。市は研修また業務指導を活発化され、市民と共に齟齬のないよう運用されることを望みます。		
野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例			
2	(1) 第6条第4項 情報公開コーナーで行われている一般への閲覧に供することは従来通り必要ではないか？加えて野田市ホームページでの公表であると考える。 (2) 第13条第2項 電子計算機処理に制限をかけることについては、その活用が当然の時代であるから不要であるが、事務を外部委託する場合等、委託先との受け渡し時、または、委託先での電子計算機か	(1) 第6条第4項 現行の情報公開コーナーで一般の閲覧に供する運用に加えて、野田市のホームページにおいて公表する予定でしたが、一般の閲覧に供するという表記が漏れておりました。ご指摘ありがとうございます。 (修正後) 市長は、第1項の規定による届出に係る事項について、市民等が市の取り扱う個人情報の概要を確認することができるよう、<u>一般の閲覧に供するとともに</u>、野田市のホームページにおいて公表しなければならない。この場合において、市長は、市民等の検索に資する一覧表を添えなければならない。 (2) 第13条第2項 現在では、行政サービスの向上及び行政運営の効率化を図るために、事務を行うに当たり、電子計算機処理をすることは当たり前となっており、委託をする場合には電子計算機処	修正有り (一部修正無し)

№	意見の概要	市の考え方	案の修正
	らの漏えいについて一定の予防的措置（個人情報保護のための必要な措置）についてあらかじめ審査会の意見を聞くことは、そこが一番のリスクポイントであるから、慎重を期すためにも実施機関以外のものに事務を委託する場合、即ち、指定管理者のみならず全ての外部委託先等について等しく必要である。 よって、修正前の条項を残した上で、「指定管理者」を対象として明示するように改めるべき。そして、第14条で外部委託先等に義務を課すことと両輪の関係とすべき。 (3) 第23条第1項 フィルムを対象から除く理由はない。 「写真」にフィルムを含むとの解釈であれば問題がないが、どこにも明示がないのは問題。そうすると、対象物として「ビデオ」（動画）はどうなるのか？という問題も出てくる。 よって、対象物について「文書、図画、録音又は映像（写真、動画）」というような表現にすべきではないか？	理を伴います。 委託に当たっては、契約書に個人情報に関する特記事項及び情報セキュリティ特記事項を付し、個人情報の保護を図っております。 特記事項は、統一した内容としているため、内容に変更を生ずる場合には、事前に審査会の意見を聴いてまいりますが、委託事務の追加の場合には、審査会への報告とするものです。 よって、案の修正はいたしません。 なお、指定管理者は、公の施設の管理において様々な個人情報を取り扱うこともあるため、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、事前に審査会の意見を聴くこととするものです。 (3) 第23条第1項 マイクロフィルムを使用することができる機器がないため、「視聴」が含まれるマイクロフィルムの開示の方法を削除するものであって、開示の対象となる個人情報の範囲を狭めるものではありません。 「図画」には、「フィルム」及び「写真」が含まれます。このことは、手引に明記いたします。 録音テープやビデオテープにつきましては、電磁的記録に含まれており、現行の野田市個人情報保護条例施行規則第10条	

№	意見の概要	市の考え方	案の修正
		第1項第1号に規定しております。 また、ご意見を頂き、条例全体を再検証したところ、「個人情報」の定義を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に合わせ、「文書、図画若しくは電磁的記録」に記載又は記録と規定すること、及び条例第43条の実施機関の職員への罰則規定の対象が「文書、図画又は電磁的記録」の職務の用以外の収集と規定されていることと、条例第23条第1項第1号に「図画」のほか「写真」と規定されていることとの整合が取れておりませんでしたので、これらの整合を図るため、条例第23条第1項第1号の「文書、図画又は写真」を「文書又は図画」に修正いたします。	
個人情報保護条例に基づく本人開示請求対応マニュアル（野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引の別冊）			
3	初めて本人開示請求を行ったときに戸惑った経験からコメントすれば、そもそも開示される個人情報とは、請求対象の個人情報が記載された行政文書という形のまま開示されるということが市民が予想しているものと違っており、一定の説明が必要ではないか？ 法令に詳しくない一般市民からすれば、請求対象の個人情報だけが抜き出されて開示されると考えたので、行政文書がそのまま開示され、写しも交付されたことには当初、困惑した。	ご意見のとおり、説明してまいります。 本人開示請求対応マニュアルにつきましては、市民への本人開示請求の手続の案内についての記載部分（P.3の2の(1)の※）に、「また、本人開示請求に対する開示は、対象となる個人情報が記録された行政文書（請求時点で保有しているもの）の閲覧や写しの交付となり、対象となる個人情報を整理して、新たな文書等を作成して提供するものではないことを説明すること。」との記載を加える修正をいたします。	修正有り

№	意見の概要	市の考え方	案の修正
	条例に規定されている本人開示とは、当該個人情報に記載された行政文書そのものが開示され、該当箇所の閲覧ができ、写しを求めればそれが交付されるということを説明してあげることが必要ではないか？		